

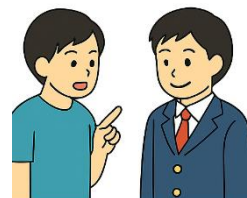
小樽市立長橋中学校 いじめ防止基本方針（生徒向け 概要版）

1 はじめに

- ・いじめは、どんな理由があっても絶対にしてはいけない行為です。
- ・いじめは、どの学校でも、どの人にも起こる可能性があることから、学校・家庭・地域が力を合わせて、「誰もが安心して過ごせる学校」、「いじめを生まない学校」を、みんなでつくっていきます。

2 いじめを防ぐために大切にしていること

- ・一人一人のちがいを大切にすること
- ・自分も友だちも、同じように大切な存在だと考えること
- ・相手の気持ちを想像し、思いやりをもって行動すること
- ・安心して過ごせる、居場所のある学校生活をみんなでつくること



3 いじめとは

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの例

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など



4 学校での取組

(1) 生徒への指導

- ・授業や学級活動、道徳などを通して、思いやりの心を育てます
- ・生徒会の活動などで、いじめをなくす取組を行います
- ・一人一人が認められ、活躍できる学校づくりを進めます
- ・学校では、アンケートや面談などを通して、早く気づき、すぐ対応するよう努めます



(2) 家庭・地域との連携

- ・家庭でのルール（スマホ・ゲーム・ネットの使い方）を大切にします
- ・地域の行事や体験活動を通して、人との関わりを学びます

5 いじめに気づいたとき・困ったとき

- ・「これっていじめかも」「友だちが困っている」と感じたら、一人で抱えこまないでください
- ・先生、スクールカウンセラー、家の人など、必ず誰かに相談してください